（証券コード　7725）

2020年８月６日

株　主　各　位

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番地
株式会社インターアクション
代表取締役社長　木　地　伸　雄

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご関係者の皆様、また、感染症の拡大により影響を受けられている皆様に、心よりお見舞いを申しあげますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染症拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年８月24日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送下さい。

なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

４頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2020年８月24日（月曜日）午後５時までにインターネットにより議決権をご行使下さい。

【複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い】

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承下さい。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

敬　具

◆お土産に関するお知らせ◆

当社株主総会においては、例年ご出席いただいた株主様への心ばかりのお礼として、お土産を贈呈しておりましたが、**本年は各種状況に鑑みてご来場者さまへのお土産の贈呈を取り止めさせていただきます。**

何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

記

1. **日　　時**　2020年８月25日（火曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）
2. **場　　所**　神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番28号
「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」（旧「横浜国際ホテル」）
２階　「トリニティ」
3. **株主総会の目的事項**

報告事項
1. 第28期（2019年６月１日から2020年５月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（2019年６月１日から2020年５月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役３名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

4. **株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法**

株主総会参考書類並びに事業報告・連結計算書類・計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.inter-action.co.jp）において、修正後の事項を掲載いたしますのでご了承下さい。

以　上

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ホームページ(http://www.inter-action.co.jp)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第13条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。
従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告は、監査役が監査をした事業報告の一部であり、同連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。なお、当日は午前10時30分より受付を開始いたします。

○株主総会では、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止のため、以下のとおりの対応をさせていただきます。

【株主の皆様へのお願い】

本年は、株主の皆様の感染リスクを避けるため、事情をご賢察のうえ、株主総会当日の来場を見合わせ、書面またはインターネットにより議決権を行使していただくことを強くご推奨申しあげます。株主様におかれましては直近の流行状況にご留意いただき、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討下さいますようお願い申しあげます。基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は、特段のご留意をいただき、株主総会のご出席を見合わせていただくことを強くご推奨申しあげます。

【ご来場される株主様へのお願い】

ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。座席数に限りがございますので、万が一満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。予めご了承下さい。

【当社の対応について】

株主総会会場におきまして、役員及び運営スタッフ、受付スタッフはマスクを着用させていただく予定です。その他、アルコール消毒液の設置及び体温測定など感染予防措置を講じてまいりますのでご了承下さいますようお願い申しあげます。また、感染予防及び拡散防止のための必要な対応（他の株主様との一定の間隔を確保するため会場の座席数を制限させていただきますので入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して、入場のお断りや退場をお願いする場合があること、海外から帰国されてから14日を経過していない株主様に対して入場をお断りする場合があること等）を講じることがあることをご理解下さいますようお願い申しあげます。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限　2020年８月24日（月曜日）
午後５時00分完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

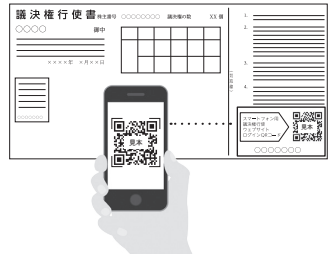

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」の議決権行使は１回のみ。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

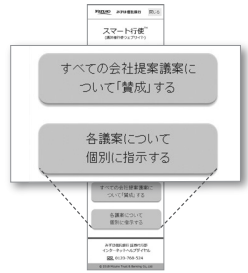

※議決権行使書はイメージです。

書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120－768－524
（受付時間　平日午前９時～午後９時）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

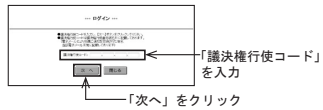

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

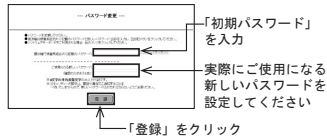

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

〈添付書類〉

事　業　報　告

（2019年６月１日から
2020年５月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内外経済につきましては、米中貿易摩擦、日韓関係の冷え込み及び新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な業界において先行き不透明感が続く状況となりました。当社グループでは、事業セグメントを「IoT関連事業」「環境エネルギー事業」「インダストリー4.0推進事業」に分けて活動を行っておりますが、各事業セグメントの環境は下記のとおりであります。

IoT関連事業セグメントでは、イメージセンサの生産工程における品質検査で使用する検査用光源装置及び瞳モジュールを、イメージセンサメーカー向けに製造・販売しております。

現在イメージセンサ市場では、複数台のカメラを搭載したスマートフォンの普及が進んでいることから、スマートフォンカメラ向け製品の需要が高まっております。

短期的な需要としては、写真や動画を撮影するために可視光を捉える従来型のイメージセンサがメインとなっております。最近では、５Ｇ（第５世代移動通信システム）のサービス開始によるスマートフォンの買換え需要も期待されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、スマートフォン出荷台数が世界的に減少するとの予想がされております。そのため、イメージセンサメーカーも慎重に市場状況を見極めている段階であると認識しております。

中長期的には、３Ｄセンシング技術に必要とされる物体との距離等の３次元情報を取得することを目的としたイメージセンサや、自動車の自動運転に不可欠な車載向けイメージセンサの需要も高まってくるとの予想もされております。そのため、イメージセンサの生産キャパシティ強化に伴い、イメージセンサメーカーの設備投資意欲が高い状況は、今後も継続すると認識しております。

環境エネルギー事業セグメントでは、大量印刷を行うための印刷機（輪転機）と一緒に使用する乾燥脱臭装置や、工場向けの排ガス処理装置を製造・販売しております。

印刷機業界は、ＩＴの普及により新規の設備投資は縮小しているものの、輪転機の経年劣化による買換えが毎年一定数発生するほか、定期的なメンテナンス需要が存在しております。現在は競合他社がほぼ存在しないため、当社グループではこれらの需要を安定的に取込んでおります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により広告の印刷が減少しており、設備投資意欲は低調に推移しております。

インダストリー4.0推進事業セグメントでは、主にディスプレイの生産工程で支障となる振動を取り除くための除振装置をディスプレイメーカー向けに製造・販売しているほか、歯車が設計図どおりの形状となっているかを調べる歯車試験機を、歯車メーカー向けに製造・販売しております。その他、当社グループの新規事業として、ＦＡ画像処理関連事業及びレーザー加工機関連事業についても、本格的な事業化に向けて積極的に活動を行っております。

現在フラットパネル・有機ＥＬディスプレイ業界では、生産設備への投資が活発化する兆しが見えておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、設備投資時期の見直しや判断を先送りする傾向が見受けられます。そのため、今後については引き続き不確定要素が存在している状況となっております。

また、歯車試験機の市況は基本的に工作機械市場の状況に準じており、景気変動に左右されるものの、市場規模はほぼ横ばいの状況が続いております。歯車試験機は主に自動車産業向け製品に使用されることが多いため、自動車生産台数の増加が予想される海外での営業活動も強化しておりました。しかしながら、国内外事業共に、主要顧客である自動車関連企業の生産工場の稼働率低下等によって、顧客の設備投資意欲は低下しております。そのため、今後については引き続き不透明な状況となっております。

新規事業として取り組んでいるＦＡ画像処理関連事業については、金属製歯車の製造工程において生じた細かな傷等を画像に撮り、その画像を元に自動で不良品を判別するシステムの構築を目指しております。

同じく新規事業であるレーザー加工機関連事業については、レーザーを用いた微細加工の分野において、短パルス光によるアブレーション加工（短時間に光を照射することにより材料への熱ダメージを減少させる加工）技術を提供し、セラミック等の素材を対象とした超微細加工機の製品化を目指しております。本事業を推進するため、当社は2020年５月にレーザー加工機の受託開発事業を行っている株式会社ラステックの全株式を取得し、子会社化いたしました。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は7,083百万円（前期の売上高7,986百万円に比し、11.3％の減少）、売上高の減少等により売上総利益は3,471百万円（前期の売上総利益3,859百万円に比し、10.0％の減少）、営業利益は1,555百万円（前期の営業利益1,980百万円に比し、21.4％の減少）、経常利益は1,545百万円（前期の経常利益1,943百万円に比し、20.5％の減少）、最終の親会社株主に帰属する当期純利益は1,004百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益1,386百万円に比し、27.5％の減少）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

（IoT関連事業）

当社の主要顧客であるイメージセンサメーカーにおいて、設備投資意欲は活発な状況が続いておりますが、昨今の社会情勢を背景に投資判断は慎重になっていると認識しております。

光源装置については、上半期における受注高及び売上高が想定より低い水準で推移したことに加え、第４四半期連結会計期間に売上計上を見込んでいた一部の製品に関して、売上計上のタイミングが来期へ後ろ倒しとなりました。また、下半期においては概ね当初の予想どおりの受注高を確保することができたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって営業活動が制限され、上半期の遅れを取り戻すための積極的な施策を講じることが難しい状況となりました。

瞳モジュールについては、当初想定していた需要の高まりまで至らず、予想していた売上高を達成することができませんでした。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は4,642百万円（前期の売上高4,971百万円に比し、6.6％の減少）、セグメント利益は2,310百万円（前期のセグメント利益2,591百万円に比し、10.9％の減少）となりました。

（環境エネルギー事業）

従来より関連業界における新規設備投資の需要が厳しい中、主力製品である乾燥脱臭装置及び排ガス処理装置の販売台数が予想よりも下回りました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による工事の延期や、顧客側の稼働率が低下したことによるメンテナンス関連作業の減少により、当初予算の売上高を確保することができませんでした。

今後は従来の製品に加えて、新規製品の開発も視野に入れ、施策を講じていく予定であります。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は813百万円(前期の売上高1,131百万円に比し、28.1%の減少)、セグメント損失は6百万円(前期のセグメント利益は54百万円)となりました。

(インダストリー4.0推進事業)

精密除振装置においては、第４四半期連結会計期間に売上計上を見込んでいた一部の製品に関して売上計上のタイミングが来期へ後ろ倒しになりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により新規案件数も停滞傾向にあり、主に海外向け製品の売上高が予想よりも下回る結果となりました。

歯車試験機においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国内の主要顧客である自動車関連企業が生産工場の稼働調整を実施したため、設備投資意欲が停滞する状況となりました。また、営業活動も制限され、当初予算の売上高を確保することが難しい状況となりました。海外においても、各国のロックダウンにより主要顧客が工場の稼働調整を行ったり、商談の延期を余儀なくされたため、製品の販売や客先への導入が難しい状況となりました。一方で、新型コロナウイルス感染症が拡大する前までは売上高が好調に推移したことにより、通期では前期と同水準の売上高を確保することができました。

ＦＡ画像処理関連事業においては、金属の歯車に生じた細かな傷を捉える技術について引き続き開発を推進いたしました。開発はほぼ予定どおり進捗しており、試作機については2020年12月の展示会で発表を予定しておりましたが、展示会が中止となったため、新規製品の宣伝活動及び拡販方法を再度検討しております。

レーザー加工機関連事業においては、2020年５月に株式会社ラステックを子会社化し、事業に必要な組織体制の構築を推進いたしました。今後は積極的な営業活動や量産に向けた体制を整え事業規模の拡大に努めてまいります。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は1,627百万円(前期の売上高1,882百万円に比し、13.6%の減少)、セグメント利益は96百万円(前期のセグメント利益65百万円に比し、47.7%の増加)となりました。

2. 資金調達の状況

該当事項はありません。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は179百万円となりました。

4. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第　25　期 (2016年６月１日から 2017年５月31日まで)	第　26　期 (2017年６月１日から 2018年５月31日まで)	第　27　期 (2018年６月１日から 2019年５月31日まで)	第　28　期 (2019年６月１日から 2020年５月31日まで)
売上高（千円）	5,369,179	6,009,224	7,986,421	7,083,426
経常利益（千円）	417,203	988,305	1,943,927	1,545,523
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	394,509	686,604	1,386,283	1,004,623
１株当たり当期純利益	41円52銭	72円58銭	141円13銭	91円94銭
総資産（千円）	5,015,203	6,573,803	10,388,969	10,005,615
純資産（千円）	3,134,401	3,682,465	7,306,968	7,872,968

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）を第27期の期首から適用しており、第26期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　分	第　25　期 (2016年６月１日から 2017年５月31日まで)	第　26　期 (2017年６月１日から 2018年５月31日まで)	第　27　期 (2018年６月１日から 2019年５月31日まで)	第　28　期 (2019年６月１日から 2020年５月31日まで)
売上高（千円）	1,586,669	2,964,760	5,233,334	4,832,770
経常利益（千円）	196,280	890,718	1,986,831	1,648,089
当期純利益（千円）	296,356	696,205	1,501,664	1,121,409
１株当たり当期純利益	31円19銭	73円59銭	152円88銭	102円63銭
総資産（千円）	3,613,640	4,923,754	9,224,069	8,956,790
純資産（千円）	2,704,151	3,245,854	7,009,718	7,718,455

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）を第27期の期首から適用しており、第26期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

5. 対処すべき課題

米中関係や日韓関係の変化及び新型コロナウイルス感染症の拡大等により、世界経済全体において、先行きが極めて不透明な状況で推移するものと予想しております。当社グループ及び取引先業界にも様々な影響を与えており、経営環境は不安定であると認識しております。

このような状況のもと、当社グループは、クライアントの様々なご要望にお応えするための創意工夫と技術革新を常に行い、成長し続けていくために、経営体質の強化を図ることを目的として、以下の課題に取り組んでまいります。

①技術開発体制の強化

当社グループが属している市場は、技術的最先端市場であります。当社グループが今後も競争優位を発揮し、高収益性を維持するためには、時代の先を行く、技術開発体制構築が不可欠であります。また技術開発には粘り強い実験が不可欠で問題の答えを自分で探すことができる人材採用を重要視しております。

②クライアントニーズへの迅速な対応

当社グループは、製品技術力だけでなく、創業以来のモットーである「クライアントファースト」を合言葉としたきめ細かな対応サポートも当社グループの競争力維持には不可欠であります。グループ従業員に対しては、常日頃「クライアントファースト」を徹底するよう指導し、お客様の心のヒダをつかむ事業展開をしてまいります。

③原価低減と生産効率の向上

製造メーカーにとって高品質を維持しながらの原価低減並びに生産の効率化は永遠のテーマであります。当社グループといたしましては、この課題に取り組むため、より一層の生産性の向上並びに製造体制の構築に努めていく所存であります。

④経営基盤の強化

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実、リスク管理やコンプライアンスを含む内部統制システムが有効に機能するよう、組織体制や運用方法を継続的に見直し、経営基盤のより一層の強化を図ってまいります。

社員教育につきましても、コンプライアンス研修、階層別研修など、全役職員を対象に積極的に実施し、経営基盤の強化に努めてまいります。

6. 主要な事業内容（2020年５月31日現在）

当社グループの事業は、「IoT関連事業」「環境エネルギー事業」及び「インダストリー4.0推進事業」の３つを報告セグメントとしております。各事業の内容は以下のとおりであります。

(1) IoT関連事業

撮像半導体（ＣＣＤ及びＣＭＯＳイメージセンサ）の製造工程における検査用光源装置等の開発・製造・販売を行っております。

(2) 環境エネルギー事業

輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等の開発・仕入・製造・販売を行っております。

(3) インダストリー4.0推進事業

精密除振装置等の開発・製造・販売、歯車の製造に欠かせない接触型検査装置の開発・製造・販売、業務システムの開発支援、オラソニックブランドによるオーディオ製品の販売、ＦＡ画像処理関連装置の開発並びにレーザー加工機の開発・製造・販売を行っております。

セグメント	主　要　製　品
Ｉ　ｏ　Ｔ　関　連　事　業	ＣＣＤ及びＣＭＯＳイメージセンサ向け検査用光源装置、瞳モジュール等
環　境　エ　ネ　ル　ギ　ー　事　業	輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等
イ　ン　ダ　ス　ト　リ　ー　４．０　推　進　事　業	精密除振装置、歯車試験機、オーディオ製品、レーザー加工機等

7. 主要な営業所及び工場（2020年５月31日現在）

(1) 当社

本　　社	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番地
山下町オフィス	神奈川県横浜市中区山下町２番地
熊本事業所	熊本県合志市福原１番地36

(2) 子会社

西安朝陽光伏科技有限公司	Ｒｏｏｍ：１５０２，ＮＯ，３４Ｋｅｊｉ Road,TowerB,OujinGarden Gaoxin District Xi'an Shaanxi China
株式会社エア・ガシズ・テクノス	東京都台東区台東四丁目27番５号
明立精機株式会社	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目１番25号
MEIRITZ KOREA CO.,LTD	459 Banwol-dong,Hwaseong-si,Gyeonggi-do, Korea
MEIRITZ SHANGHAI CO.,LTD	No.336 Yuan Hui Road,Bao Shan District, Shanghai,China
陝西明立精密設備有限公司	Shaaxi Province Xixian new area,Jinghe new city,Yongle town,Nan liu village,Jing gan four street
株式会社東京テクニカル	神奈川県横浜市中区山下町２番地
Taiwan Tokyo Technical Instruments Corp.	No.498, BANNAN RD., ZHONGHE DIST., NEW TAIPEI CITY, TAIWAN(R.O.C.)
TOKYO TECHNICAL INSTRUMENTS (SHANGHAI)CO.,LTD	Room 357, Floor 3, Nujiangbei Road No.399, Putuo District, Shanghai, China
株式会社ラステック	埼玉県ふじみ野市西二丁目１番25号

（注）2020年５月12日に株式会社ラステックの全株式を取得し、子会社化いたしました。

8. 企業集団の従業員の状況（2020年５月31日現在）

セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減（名）
ＩｏＴ関連事業	34 (37)	6 (1)
環境エネルギー事業	22 (2)	－ (△1)
インダストリー４.０推進事業	70 (25)	△11 (7)
全社（共通）	13 (5)	△1 (△1)
合計	139 (69)	△6 (6)

（注）１.従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、アルバイト、契約社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２.全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

9. 主要な借入先の状況（2020年５月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	302,100千円
株式会社三井住友銀行	72,267千円
株式会社みずほ銀行	45,000千円

10. 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
西安朝陽光伏科技有限公司	40,000千円	100.00%	インダストリー4.0推進事業
株式会社エア・ガシズ・テクノス	50,000千円	100.00%	環境エネルギー事業
明立精機株式会社	30,000千円	100.00%	インダストリー4.0推進事業
MEIRITZ KOREA CO.,LTD	100,000千ウォン	100.00%	インダストリー4.0推進事業
陝西明立精密設備有限公司	2,000千元	100.00%	インダストリー4.0推進事業
株式会社東京テクニカル	10,000千円	100.00%	インダストリー4.0推進事業
Taiwan Tokyo Technical Instruments Corp.	7,200千台湾ドル	100.00%	インダストリー4.0推進事業

（注）議決権比率は、間接保有を含んでおります。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　当社の株式に関する事項（2020年５月31日現在）

1. **発行可能株式総数**　25,400,000株

2. **発行済株式の総数**　11,510,200株（うち自己株式249,955株）

3. **株主数**　8,261名

4. **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,719,800	15.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	717,800	6.37
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	328,500	2.92
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	327,828	2.91
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	280,000	2.49
栗村昌昭	230,000	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	218,600	1.94
THE BANK OF NEW YORK MELLON（INTERNATIONAL）LIMITED 131800	196,300	1.74
野村證券株式会社	187,743	1.67
BNP PARIBAS SECURTIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC SECURITES／UCITS ASSETS	173,100	1.54

（注）当社は自己株式249,955株（信託が保有する当社株式327,828株を除く。）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

(1) 自己株式の取得

2019年７月12日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

・取得した株式の数	124,300株
・取得価額の総額	219,841,300円
・取得期間	2019年７月19日～2019年7月23日
・取得方法	東京証券取引所における市場買付 （証券会社による投資一任方式）

(2) 自己株式の処分

2020年１月10日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の処分を行いました。

・処分した株式の数	300,000株
・処分価額の総額	866,100,000円
・処分の目的	株式給付信託（ＢＢＴ）制度の継続のため
・処分した日	2020年１月27日

Ⅲ　当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ　当社の会社役員に関する事項

1.　取締役及び監査役（2020年５月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役 会長兼社長	木地英雄		
代表取締役 副社長	木地伸雄		西安朝陽光伏科技有限公司董事長 株式会社エア・ガシズ・テクノス取締役 明立精機株式会社代表取締役社長 株式会社東京テクニカル 代表取締役社長
取締役	山本和宏		明立精機株式会社 取締役
取締役 （社外取締役）	金木宏之		
常勤監査役	戸原　素		
監査役 （社外監査役）	田代芳英	税理士	田代芳英税理士事務所所長 田代芳英行政書士事務所所長
監査役 （社外監査役）	山崎哲央	弁護士	東京北辰法律事務所代表 一般社団法人ネクサス代表理事 株式会社アイホー社外監査役 学校法人海城学園監事

（注）１．監査役田代芳英氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
２．社外取締役金木宏之氏及び社外監査役田代芳英氏、山崎哲央氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員であります。
３．社外取締役北政巳氏は、2019年８月22日に逝去し、同日をもって取締役を退任いたしました。
４．当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
木地伸雄	株式会社エア・ガシズ・テクノス 監査役	株式会社エア・ガシズ・テクノス 取締役	2020年２月28日
山本和宏	営業第１部 部長	明立精機株式会社 取締役	2020年４月10日

5．当事業年度末日後の取締役の役職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
木　地　英　雄	代表取締役 会長兼社長	代表取締役会長	2020年６月１日
木　地　伸　雄	代表取締役 副社長	代表取締役社長	2020年６月１日

2.　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　員(名)	金　　額(千円)
取締役 (うち社外取締役)	5 (2)	437,129 (4,170)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,805 (7,405)
計 (うち社外役員)	8 (4)	449,934 (11,575)

(注)１．上記報酬等の総額は、2019年６月１日から2020年５月31日までの期間に在籍していた役員が対象となります。
２．取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額171,800千円が含まれております。

3.　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区　　分	氏　　名	重要な兼職の状況
社外取締役	金木宏之	
社外監査役	田代芳英	田代芳英税理士事務所所長 田代芳英行政書士事務所所長
社外監査役	山崎哲央	東京北辰法律事務所代表 一般社団法人ネクサス代表理事 株式会社アイホー社外監査役 学校法人海城学園監事

(注)１．社外監査役 山崎哲央氏は、東京北辰法律事務所代表であります。当社は東京北辰法律事務所と法律顧問業務委託契約を締結しておりますが、その取引金額は当事業年度において２百万円であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。
２．その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
社外取締役	金　木　宏　之	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。金融機関での豊富な業務経験を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
社外監査役	田　代　芳　英	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。また監査役会には13回の全てに出席し、税理士としての専門的な見地から、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
社外監査役	山　崎　哲　央	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。また監査役会には、13回全てに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。

（注）　書面決議による取締役会の回数は含めておりません。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

1.　会計監査人の名称

誠栄監査法人

2.　会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　22百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　　22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠等を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等の額について同意しております。

3.　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅵ　会社の体制及び方針

当社は、当社グループにおける内部統制システムの構築の基本方針を、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

1.　会社法第362条第４項第６号及び会社法施行規則第100条第１項各号に掲げる体制について

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 代表取締役自らコンプライアンスの重要性を訴え、従業員の声に真摯に耳を傾け、その問題を会社の問題として捉え、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において審議します。

② 従業員は、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動基準」に則り、各自業務に取組んでいます。

③ また、当社は取締役会の決議事項を整備しており、取締役会は当該決議事項に則り、会社の業務執行に必要な事項を決定しております。

④ 代表取締役は、取締役会の決議及び社内規程に基づき、職務を執行しています。

⑤ 情報開示管理については、「情報開示規程」に基づき、適時適切な方法により開示を行います。

⑥ また、コンプライアンス等内部統制の整備状況は、内部監査部門により定期的に監査され、取締役社長に報告しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

① 取締役会における決議事項及び報告事項に関する情報については、法令及び取締役会規程に従い取締役会議事録を作成し、適切に管理・保存しております。

② 当社は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適正に文書（電磁的記録を含む。）の保存を行っています。また、重要な文書については、閲覧権限者を制限しております。

③ 情報の管理については、「情報管理規程」、「システム運用管理規程」及び「個人情報保護に関するガイドライン」等を定め、情報の取扱方法及び管理体制の強化に努めています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社に纏わるリスクを把握し、未然に防ぐことが健全な事業活動に不可欠であると認識しています。

① 代表取締役は、当社のリスクを把握しており、かつ代表取締役自らが主導又は関与して、コンプライアンス違反行為が行われないよう努めています。

② リスクの全社的対応は経営管理部経営管理課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行います。

③ 有事においては、「経営危機管理規程」に基づき、取締役社長を対策本部長とする緊急対策本部がこれにあたります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、毎月１回定期的に、また必要があればその都度取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を法令又は定款に従い行っています。

② また、取締役会において承認された年度予算を当社グループの目標としており、毎月取締役会に予算と実績について報告を行っています。

(5) 当社並びにその連結対象子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社運営に関する当社の窓口は、経営管理部経営管理課としています。

② 当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置くとともに、コンプライアンス委員会が、グループ全体を統括して業務の適正化を図っています。

③ 経営管理部長は、グループ会社の内部統制システム整備の指導を行います。

④ 内部監査部門は、グループ全体の内部監査を実施し、これを社長へ報告します。

⑤ なお、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行っています。

⑥ また、経営管理部長及び常勤監査役を窓口とする相談・通報体制は、グループ会社にも適用しており、運用されています。

2. 会社法施行規則第100条第３項の各号に掲げる体制について

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、補助使用人の体制について検討しています。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めています。

(3) 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 補助使用人を置く場合、当該使用人は監査役に専属とすることとしています。

(4) 監査役への報告に関する体制

① 代表取締役及び業務執行を担当する取締役（以下「代表取締役等」という。）は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、各取締役の担当する業務の執行状況の報告を行います。

② 代表取締役等は、次の事項を発見し次第、直ちに監査役に対し、報告を行います。

1) 会社信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
2) 会社の業績に多大な悪影響を及ぼしたもの、又はその恐れのあるもの
3) 社内外の環境、安全、衛生及びＰＬ（製造物責任）に関する重大な被害を与えたもの、もしくはその恐れのあるもの
4) コンプライアンス行動基準への違反で重大なもの
5) その他、上記1)～4)に準じる事項

(5) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。

(6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職員の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しています。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができるとしています。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社では、監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外的透明性を確保しています。当該社外監査役は、法令に定める要件に該当する者とします。
② 監査役は、社内の重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができます。また、代表取締役等、内部監査部門は、監査役に対して定期的に報告をしています。
③ また監査役は、業務執行の意思決定に関する書類等を、適時に閲覧することができます。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

当事業年度における主な取組み

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修会を実施するとともにコンプライアンスに対する取組みに関する社内メールを随時配信し、周知徹底を図りました。

(2) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」に基づき、内部統制評価を実施しました。

(3) 内部監査体制

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

（2020年５月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,575,381**	**流動負債**	**1,645,357**
現金及び預金	4,906,332	支払手形及び買掛金	457,258
受取手形及び売掛金	1,610,612	短期借入金	190,000
電子記録債権	489,357	１年内償還予定の社債	60,000
営業投資有価証券	45,223	１年内返済予定の長期借入金	255,101
商品及び製品	151,980	未払法人税等	132,553
仕掛品	861,327	製品保証引当金	26,300
原材料及び貯蔵品	505,257	役員株式給付引当金	199,400
その他	43,581	その他	324,744
貸倒引当金	△38,291	**固定負債**	**487,289**
		社債	90,000
固定資産	**1,430,234**	長期借入金	211,171
有形固定資産	**682,883**	株式給付引当金	3,020
建物及び構築物	304,925	債務保証損失引当金	58,000
機械装置及び運搬具	73,834	退職給付に係る負債	89,662
土地	165,149	資産除去債務	10,150
その他	138,973	その他	25,285
無形固定資産	**327,334**	**負債合計**	**2,132,647**
のれん	283,568	**純資産の部**	
その他	43,765	**株主資本**	**7,908,811**
投資その他の資産	**420,017**	**資本金**	**1,760,299**
投資有価証券	130,399	**資本剰余金**	**3,352,855**
繰延税金資産	173,806	**利益剰余金**	**3,870,244**
その他	125,856	**自己株式**	**△1,074,588**
貸倒引当金	△10,045	**その他の包括利益累計額**	**△35,842**
		為替換算調整勘定	**△35,842**
		純資産合計	**7,872,968**
資産合計	**10,005,615**	**負債純資産合計**	**10,005,615**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年６月１日
至　2020年５月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		7,083,426
売上原価		3,611,556
売上総利益		**3,471,869**
販売費及び一般管理費		1,916,170
営業利益		**1,555,699**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,421	
貸与資産賃貸料	13,196	
雑収入	8,133	23,750
営業外費用		
支払利息	8,854	
貸与資産諸費用	11,618	
為替差損	7,842	
持分法による投資損失	2,986	
雑損失	2,624	33,926
経常利益		**1,545,523**
特別利益		
固定資産売却益	452	452
特別損失		
固定資産除却損	495	
固定資産売却損	219	
事業譲渡損	19,856	
債務保証損失引当金繰入額	58,000	78,570
税金等調整前当期純利益		**1,467,405**
法人税、住民税及び事業税	446,913	
法人税等調整額	15,868	462,782
当期純利益		**1,004,623**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,004,623**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年６月１日
至　2020年５月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年６月１日　残高	1,760,299	2,719,603	3,065,143	△228,185	7,316,861
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△199,522		△199,522
親会社株主に帰属する当期純利益			1,004,623		1,004,623
自己株式の取得				△219,909	△219,909
自己株式の処分		633,252		232,848	866,100
信託による自己株式の取得				△1,064,664	△1,064,664
信託による自己株式の譲渡				205,322	205,322
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	633,252	805,101	△846,403	591,949
2020年５月31日　残高	1,760,299	3,352,855	3,870,244	△1,074,588	7,908,811

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2019年６月１日　残高	△9,893	△9,893	7,306,968
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△199,522
親会社株主に帰属する当期純利益			1,004,623
自己株式の取得			△219,909
自己株式の処分			866,100
信託による自己株式の取得			△1,064,664
信託による自己株式の譲渡			205,322
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△25,949	△25,949	△25,949
連結会計年度中の変動額合計	△25,949	△25,949	566,000
2020年５月31日　残高	△35,842	△35,842	7,872,968

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年５月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,887,446**	**流動負債**	**907,996**
現金及び預金	4,371,521	買掛金	138,109
売掛金	1,062,160	1年内償還予定の社債	60,000
電子記録債権	437,693	１年内返済予定の長期借入金	171,592
営業投資有価証券	45,223	リース債務	6,542
商品及び製品	101,878	未払金	185,956
仕掛品	655,487	未払費用	606
原材料及び貯蔵品	219,486	未払法人税等	108,571
前払費用	17,094	前受金	8,315
その他	8,843	預り金	16,754
貸倒引当金	△31,943	前受収益	1,174
固定資産	**2,069,344**	製品保証引当金	10,941
有形固定資産	**471,678**	役員株式給付引当金	199,400
建物	211,066	その他	30
機械装置	42,838	**固定負債**	**330,338**
工具器具備品	76,357	社債	90,000
土地	100,250	長期借入金	150,538
リース資産	22,360	リース債務	16,945
建設仮勘定	18,805	株式給付引当金	3,020
無形固定資産	**58,236**	退職給付引当金	5,606
のれん	35,304	債務保証損失引当金	58,000
特許権	483	長期預り保証金	3,500
商標権	271	その他	2,727
ソフトウエア	21,944	**負債合計**	**1,238,335**
電話加入権	233	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,539,428**	**株主資本**	**7,718,455**
投資有価証券	10,000	**資本金**	**1,760,299**
関係会社株式	1,348,873	**資本剰余金**	**3,376,821**
出資金	1,010	資本準備金	1,760,299
長期前払費用	465	その他資本剰余金	1,616,522
繰延税金資産	130,926	**利益剰余金**	**3,655,922**
敷金	43,927	利益準備金	2,600
長期未収入金	4,618	その他利益剰余金	3,653,322
その他	4,225	繰越利益剰余金	3,653,322
貸倒引当金	△4,618	**自己株式**	**△1,074,588**
		純資産合計	**7,718,455**
資産合計	**8,956,790**	**負債純資産合計**	**8,956,790**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2019年６月１日
至　2020年５月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
	内　　訳	合　　計
売　　上　　高		4,832,770
売　上　原　価		1,981,942
売　上　総　利　益		**2,850,827**
販売費及び一般管理費		1,406,941
営　業　利　益		**1,443,886**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息　及　び　配　当　金	175,395	
貸　与　資　産　賃　貸　料	12,816	
経　営　指　導　料	16,518	
業　務　受　託　収　入	18,300	
雑　　収　　入	4,307	227,337
営　業　外　費　用		
支　　払　　利　　息	6,053	
社　　債　　利　　息	344	
支　払　保　証　料	473	
貸　与　資　産　諸　費　用	11,618	
為　　替　　差　　損	2,906	
雑　　損　　失	1,738	23,134
経　常　利　益		**1,648,089**
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損	495	
固　定　資　産　売　却　損	219	
関　係　会　社　株　式　売　却　損	26,535	
事　業　譲　渡　損	19,856	
債務保証損失引当金繰入額	58,000	105,105
税　引　前　当　期　純　利　益		**1,542,983**
法人税、住民税及び事業税	399,112	
法　人　税　等　調　整　額	22,461	421,574
当　期　純　利　益		**1,121,409**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年６月１日
至　2020年５月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年６月１日残高	1,760,299	1,760,299	983,270	2,743,569	2,600	2,731,435	2,734,035
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△199,522	△199,522
当期純利益						1,121,409	1,121,409
自己株式の取得							
自己株式の処分			633,252	633,252			
信託による自己株式の取得							
信託による自己株式の譲渡							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	633,252	633,252	－	921,887	921,887
2020年５月31日残高	1,760,299	1,760,299	1,616,522	3,376,821	2,600	3,653,322	3,655,922

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2019年６月１日残高	△228,185	7,009,718	7,009,718
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△199,522	△199,522
当期純利益		1,121,409	1,121,409
自己株式の取得	△219,909	△219,909	△219,909
自己株式の処分	232,848	866,100	866,100
信託による自己株式の取得	△1,064,664	△1,064,664	△1,064,664
信託による自己株式の譲渡	205,322	205,322	205,322
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			－
事業年度中の変動額合計	△846,403	708,736	708,736
2020年５月31日残高	△1,074,588	7,718,455	7,718,455

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年７月20日

株式会社インターアクション
取　締　役　会　　御　中

誠　栄　監　査　法　人
東京都千代田区
代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　山口吉一　㊞
代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　吉田　茂　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社インターアクションの2019年６月１日から2020年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターアクション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年７月20日

株式会社インターアクション
取 締 役 会　御 中

誠 栄 監 査 法 人
東京都千代田区
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　山口吉一　㊞
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　吉田　茂　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インターアクションの2019年６月１日から2020年５月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年６月１日から2020年５月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年７月27日

株式会社インターアクション　監査役会

常勤監査役　戸原　素 ㊞

監査役（社外監査役）　田代芳英 ㊞

監査役（社外監査役）　山崎哲央 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営をベースに将来の成長に向けての投資を積極的に行いつつ、連結業績の反映度を高めながら安定的な配当を実施してまいります。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、１株につき18円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金18円
配当総額 202,684,410円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年８月26日

第２号議案　取締役３名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を３名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	おだゆりこ 織田友理子 （1980年４月26日）	2003年３月　有限会社You&Me　入社 2008年４月　遠位型ミオパチー患者会（現特定非営利活動法人PADM）　発足 2015年４月　特定非営利活動法人PADM　代表理事（現任） 2015年10月　TREAT-NMD Executive Committee　患者組織代表 2018年８月　一般社団法人WheeLog　代表理事（現任） 2019年２月　国土交通省　観光地バリアフリー情報提供手法に関する検討会　委員 2019年６月　社会福祉法人小田原福祉会　評議員（現任） （重要な兼職の状況） 第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会　委員 総務省　地域情報化アドバイザー 東京都千代田区駐車場整備計画改定検討委員会　委員	－株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 織田友理子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、難病を抱えながらも新薬開発制度の問題やバリアフリーの啓蒙に取り組み、2015年には代表を務める特定非営利活動法人PADMがGoogleインパクトチャレンジにおいてグランプリを受賞するなど、積極的な社会活動を行っております。同氏の幅広い視点や経験から、持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みなどについても幅広い監督と助言が期待できるため、社外取締役として選任をするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	宍戸（ししど） 英樹（ひでき） （1983年６月24日）	2010年４月　創価大学工学部　助教 2012年２月　Oregon Health and Science University（米国）　医学部博士研究員 2016年８月　Cystic Fibrosis Foundation（米国）　上級博士研究員 2019年２月　Cystic Fibrosis Foundation（米国）　Scientist（現任）	－株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 宍戸英樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国にて難病の治癒等に携わる非営利団体に所属しており、医学に精通しております。国際的な視点や医学といった新たな分野の知見を通して、今後の事業展開への幅広い助言が期待できるため、社外取締役として選任をするものであります。		
3	田中（たなか） 茂（しげる） （1952年８月21日）	1980年４月　慶應義塾大学　工学部　応用化学科　助手 1986年10月　米国ロードアイランド大学　海洋学大学院　訪問研究員 1988年４月　慶應義塾大学　理工学部　応用化学科　専任講師 1992年４月　同大学　理工学部　応用化学科　助教授 1998年４月　同大学　理工学部　応用化学科　教授 2010年４月　放送大学　客員教授 2018年４月　慶應義塾大学　名誉教授（現任） （重要な兼職の状況） 慶應義塾大学　理工学部　非常勤講師	－株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 田中茂氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学で教鞭を執り、大気汚染等の環境問題の専門家として豊富な経験と専門知識を有していることから環境エネルギー関連事業や持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みなどについても適切な助言が期待できるため、社外取締役として選任をするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者である織田友理子氏、宍戸英樹氏及び田中茂氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、織田友理子氏、宍戸英樹氏、田中茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役１名を増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
高橋周平（たかはししゅうへい） （1951年10月１日）	1974年４月　外務省　入省 2015年６月　一般社団法人TAMA協会 2016年８月　宮本アジア研究所　代表特別補佐 2017年２月　株式会社TRASTA　常勤監査役	－株
〔社外監査役候補者とした理由〕 高橋周平氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、外務省に在籍していた経験から、様々な海外情勢に精通しております。また、常勤監査役を務めた経験もあり、グローバル且つ幅広い知見と見識を、当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。		

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．監査役候補者である高橋周平氏は、社外監査役候補者であります。

３．当社は、高橋周平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番28号
「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」（旧「横浜国際ホテル」）　２階　「トリニティ」

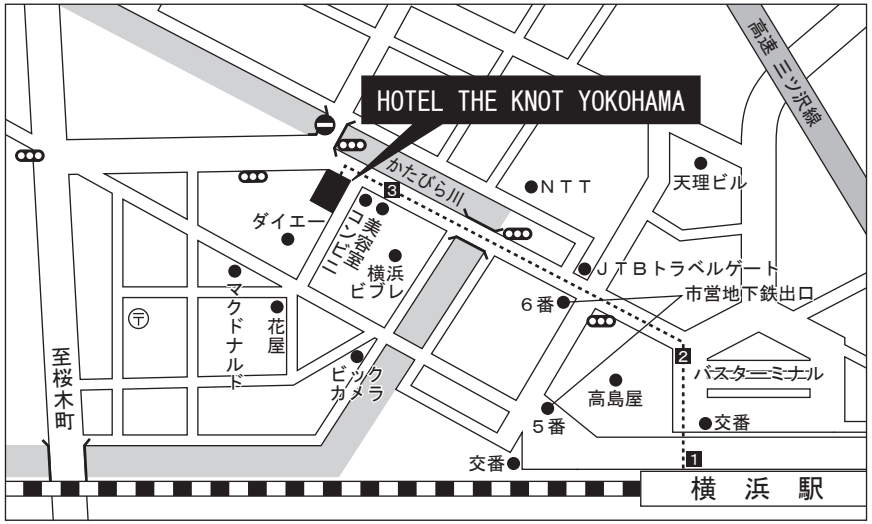

◆交通ご案内

ＪＲ、東急東横線、市営地下鉄、京浜急行、相鉄線、みなとみらい線
ＪＲ横浜駅西口より徒歩５分

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。